

令和8年度の「上勝町地域おこし協力隊員」

“活動拠点：一般社団法人 上勝阿波晩茶協会”で1名募集します！

本募集では、上勝町において、上勝阿波晩茶に関する地域団体商標の活用、上勝阿波晩茶祭り開催、上勝阿波晩茶アカデミー部門開設、桶オーナー制・桶オーナーズサミット運営、生産販売の現状調査、各種イベント出店、生産者・販売店への研修、その他、加工施設、常設展示スペース作り等、上勝阿波晩茶協会を拠点とした産業振興活動に努めていただきます。

1. 一般社団法人 上勝阿波晩茶協会 代表から（協力隊活動支援事業者）

一般社団法人『上勝阿波晩茶協会』の高木宏茂と申します。私は14年前、農家になろうと東京でのサラリーマン生活を終え上勝町に移住してきました。1年間、農家になるための研修を経て一生の仕事にしようと選んだのが〔上勝阿波晩茶〕です。

〔阿波晩茶〕は、徳島県の山間部の一部の地域だけで作られている、世界的に珍しい乳酸発酵のお茶です。7月の茶摘みから加工に至るまで、手作業で丁寧に行われています。上勝町の農家が何世代にも渡って守り続けてきた伝統の味で、湯呑に注がれたお茶は黄金色で独特の香りを放ち、すっきりとした爽やかな酸味が特徴です。赤ちゃんからお年寄りまで飲むことができ、人々の暮らしに深く根付いていました。近年の健康ブームに後押しされ、飲用だけでなくお菓子など加工品の材料としても重宝されています。需要が高まる一方、生産者はみるみる減っています。

この状況を打破すべく、平成30年に『上勝阿波晩茶協会』を設立し、生産者とブランド保護に努めてきました。その成果もあり、令和3年には国の重要無形民俗文化財に指定されました。令和5年には地域団体商標を取得し、プロジェクトを「立ち上げる」から「活用する」フェーズとなりました。これらの活動に賛同いただく方は年々増えていますが、そのスピードと生産者の減少スピードは比べ物になりません。多くの一次産業に言えることですが、社会的・文化的価値が置いてきぼりにされ、産業としても私たちの記憶からも消えてしまうのではないかと日々危機感と戦っています。ですが、今日も上勝町の空は青く山は美しい。目の前の作業に向き合っていると、人間として何を大切にすべきかを実感することができる。危機感だけでなく、自然の恵みと先人たちが残してくれた知恵の数々に感謝をしながら毎日を過ごすことができます。

私たちと一緒に、生産販売から『桶オーナー制』の管理、『上勝阿波晩茶祭り』の企画・運営など、文化を守り産業として発展させるプロジェクトを進行してみませんか？まずはインターン生として、シェアハウスで上勝の暮らしを楽しみながら晩茶に触れてみてください。

2. 募集人員 1名

業務概要は上勝町地域おこし協力隊設置要綱第5条協力隊員の協力活動を原則として、次による募集人員とします。

- (1) 上勝阿波晩茶に関する地域団体商標の活用、上勝阿波晩茶祭り開催、上勝阿波晩茶アカデミー部門開設、桶オーナー制・桶オーナーズサミット運営、生産販売の現状調査、各種イベント出店、生産者・販売店への研修、その他、加工施設、常設展示スペース作り等、上勝阿波晩茶協会を拠点とした産業振興活動に意欲のある方
1名

※ただし、町の令和8年度予算の成立及び国交付金の交付対象事業とならなかった場合には、本事業の全部又は一部を実施しない場合があります。

3. 応募条件

- ① 住所 応募時に三大都市圏をはじめとする都市地域等に居住し、委嘱後、上勝町に生活の拠点を移し住民票を異動できる方
※「三大都市圏をはじめとする都市地域等」
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部、政令指定都市及び「過疎、山村、離島、半島等の地域」に該当しない市町村（詳しくはお問い合わせください）
- ② 心身ともに健康で、地域住民や支援事業者及び行政職員と連絡調整しながら地域の維持・活性化のための、地域おこし協力隊活動に意欲と情熱をもって積極的な活動に取り組める方
- ③ 上勝町地域おこし協力隊設置要綱を遵守できること
- ④ 地域おこし協力隊活動以外の時においても、地域住民として地域活動等に協力（参加等）できる方
- ⑤ 地域おこし協力隊としての活動期間終了後も上勝町に定住し、就業しようとする意欲を持つ方
- ⑥ 活動開始日において年齢20歳以上の方
- ⑦ 一次審査合格者について、インターン生として町内起業研修やシェアハウスでお試し暮らし体験（4日程度）に参加できる方
- ⑧ 活動開始日から1年後以降も協力隊員として活動ができること
- ⑨ 普通自動車運転免許を取得している方
- ⑩ 協力隊活動期間は自動車を所有していること
- ⑪ インターン期間等滞在中は自動車を用意すること（レンタカー等）
- ⑫ パソコン（ワード・エクセルなど）の一般的な操作ができる方
- ⑬ 他の地域にむけて電子媒体等で情報発信を行える方

4. 支援事業場所

- (1) 徳島県勝浦郡上勝町大字生実字中野70番地
一般社団法人 上勝阿波晩茶協会

5. 委嘱形態、活動期間

上勝町と委託契約を結び委嘱します。委嘱の期間は活動開始日から令和9年3月31日までとします。

令和9年4月以降については、上勝町地域おこし協力隊設置要綱第3条に基づき、協力隊活動を行う期間はおおむね1年以上3年以下とし、毎年度契約を結び委嘱します。但し、新規契約日から起算して1年未満で契約を解除し協力隊を退任するときは、上勝町地域おこし協力隊設置要綱第4条に基づき、原則支払い済みの委託金について全額返還を要します。

6. 活動条件等

① 報償金

月額291,666円（税込）予定

（原則291,666円を所得税控除の上、当月分を翌月20日までに支払予定）

総務省地域おこし協力隊推進要綱に基づき契約時に決定します。

② 活動日数

活動日数は週4日（月16日）を原則とします。

③ 待遇等

任期中、協力隊の活動保険、上勝町内にある住宅等の家賃、活動に係る自動車の借上料、活動燃料費、町外活動旅費、活動に要した消耗品費等は、報償金とは別に活動費の予算からその範囲内で支給します。協力隊活動以外の日は副業が可能です。

7. 応募方法

- ① 別紙の応募用紙に必要事項を記入し、写真を貼付してレターパック又は簡易書留で送付してください。
- ② 現在の住民票を添付してください。
- ※なお、現住所地から上勝町への転入は、当隊員として決定された、委嘱を受けた日付けでお手続きください。

8. 応募期間

募集人数に達するまで

応募があった先着順に選考します。お早めにお申し込みください。

9. 選考

(一次審査)

- ① 書類選考のうえ、応募者全員に文書で結果を通知します。
- ② 一次審査合格者について、必要に応じて面談を行います。
- ③ インターン生として研修やシェアハウス等でお試し暮らし体験をしていただきます。

インターン期間 申込者と相談の上決定（3泊4日程度）

※インターンや面接のために必要とする交通費、燃料費、食事代、保険料、車借り上げ料については個人負担とします。研修費、宿泊費は無料です。

(二次審査)

- ① インターン終了後に面接を行い決定します。
- ※面接のために必要とする交通費、燃料費、食事代、保険料、車借り上げ料については個人負担とします。
- 正式なインターンや面接の日時等は、一次審査合格時に通知します。

10. 応募書類送付先・お問い合わせ先

〒771-4501 徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3番地1
上勝町役場企画環境課
地域おこし協力隊員募集係 宛
(担当者：菅)

TEL : 0885-46-0111 (代表)

FAX : 0885-46-0323

E-mail : suga_midori@kamikatsu.i-tokushima.jp

上勝町地域おこし協力隊員応募用紙

令和 年 月 日

上勝町長 様

応募者 氏 名

上勝町地域おこし協力隊の募集要項を承諾のうえ、住民票を添えて次のとおり応募します。
協力隊活動種別: 上勝阿波晩茶に関する地域団体商標の活用、上勝阿波晩茶祭り開催、上勝阿波晩茶アカデミー部門開設、桶オーナー制・桶オーナーズサミット運営、生産販売の現状調査、各種イベント出店、生産者・販売店への研修、その他、加工施設、常設展示スペース作り等、上勝阿波晩茶協会を拠点とした産業振興活動

| | | | | |
|----------------------|----------------------|---------|-------|-----|
| ふりがな | | | | 写 真 |
| 氏 名 | | | | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 | 性 別 | 男 ・ 女 | |
| 電 話 番 号 | | 携 帯 番 号 | | |
| E - m a i l | | | | |
| 現 住 所 | 〒 | | | |
| 家 族 構 成 (続柄・年齢) | | 趣味・特技 | | |
| ボランティア等 自主活動の経験 | | | | |
| 取得している 資格・免許 | ※自家用車所有の有無 (有 ・ 無) | | | |
| 活動に活かせる 専門的な知識・技術 | | | | |
| 健 康 状 態 | | | | |

☆ 「地域おこし協力隊」で、どのような活動をしたいと考えていますか？

☆ 応募の動機や上勝町への思いをご記入ください。